

居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

通院が困難な居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚労省令で定める者により行われる療養上の管理および指導であって、厚労省令で定めるものをいう。

人員基準

病院・診療所	・医師または歯科医師 ・薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士（※1外部でも可）	みなし指定
薬局	・薬剤師（※2）	

※1 管理栄養士による居宅療養管理指導について、当該事業所以外の他の医療機関、介護 保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士が実施する場合の区分を新たに設定する。

※2 薬剤師による居宅療養管理指導について、新たに情報通信機器を用いた服薬指導の 評価を創設する。

- ・医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士(栄養士×)、歯科衛生士等
- ・算定回数は覚えのない方がいい

1

居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

- ①通院が困難な者（通院できる者×）
- ②療養上の管理および指導（治療×）
- ③区分支給限度基準額の対象にならない
- ④管理栄養士○（栄養士×）
- ⑤交通費の支払いを利用者から受けることができる
- ⑥居宅介護支援事業者に対する情報提供または助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないが、参加することが困難な場合は文書交付でもOK

2

問題 43 居宅療養管理指導について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 事業者は、通常の事業の実施地域内の交通費を受け取ることができる。
- 2 保険医療機関の指定を受けている病院は、居宅サービス事業者の指定があったものとみなされる。
- 3 薬剤師が行う居宅療養管理指導に当たっては、医師又は歯科医師の指示がなくても、介護支援専門員に情報提供を行うことができる。
- 4 薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導は、医師又は歯科医師の指示を受けて作成した薬学的管理指導計画に基づき実施する。
- 5 管理栄養士や歯科衛生士は、行うことができない。